

## 令和4年度 第1回 公共調達監視委員会議事内容

令和4年8月19日

※審議対象一覧表の案件（16件）について概要を説明後、委員からの質問に対して答弁したもの。

**No.1 坂出公共職業安定所旧庁舎解体工事**

委員：6者中1者の価格のみが極端に低く、専門の設計業者に依頼したにもかかわらず、価格が乖離している。専門の設計業者の積算が適正であったのか疑問である。

事務局：（ほかの5者については予定価格に僅差で入札を行っていることもあり、）特に積算した設計業者に問い合わせは行っていない。また、1者はその下請業者が継続的に取引のある業者であること、下請け業者との間で手形取引を行っていないこと、公共工事を過去に手掛けており、香川労働局の案件は取り扱ったことがなく、どうしても落札したい気持ちが強かったため安価で入札を行ったものと聞いている。

委員：廃材について適切に処理されているのか。

事務局：マニフェストを提出させているので、適切に廃材処理を行ったものと考えている。アスベストについても適切な処理を行っている。

**No.7 高松公共職業安定所ほか3庁舎で使用する電気の供給**

委員：電力の値段が上がっているが、契約時よりも上がっていることは契約内容に影響がないのか。

事務局：契約途中に、値段の改定を行う可能性があるという契約相手方の担当者より聴取している。

本省より、全国的に電力の金額が上がっているため、管理経費が膨らんでいっている今年度余裕がないと聞いている。省内でも節電が呼びかけられている。

委員：電力については今後価格が上がる可能性があるということか。

事務局：そうである。

委員：入札状況調書のゼロワットパワーについて、なぜ入札状況調書に記載があるのか。

事務局：入札参加資格書類が提出されたが、期限までに入札書の提出が無かったことを意味している。その場合、入札状況調書には「不参」の表示となる。

**No.16 路上警備業務（高松公共職業安定所）**

委員：昨年度と契約相手方が変わったか。

事務局：変わった。昨年度の契約相手方は大和警備保障(株)であった。今年度の契約相手方(株)JSPは、前から入札に参加はしていたが、落札には至らなかったもの。

委員：審議資料には予定価格が1,500万円以上3,000万円未満とされているが、入札状況調書には予定価格が11,210,000円となっている。これはどうしてか。No.18と19についても同様の矛盾がみられる。

事務局：審議資料の記載誤りである。正しくは、「300万円以上1,500万円未満」である。

No.18 医療労務管理支援事業

委員：本件の契約相手方は、今年度初めて契約する業者であるか。

事務局：そうである。昨年度は香川県社会保険労務士会であった。

No.19 中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援事業

委員：本件は昨年度に引き続き同じ業者と契約しているのか。

事務局：そうである。

No.33～36 障害者就業・生活支援センター事業、No.37 高齢者活躍人材確保育成事業

委員：これらの事業の委託費については、実費精算となっているのか。

事務局：そうである。余った分については返還させることになる。

委員：No.36 は添付資料が令和 3 年度のものであるのに、No.37 は添付資料が令和 4 年度のものとなっているのはどうしてか。

事務局：原課に確認したい。

→ 後日、確認された内容

正しくは令和 4 年度分を添付すべきであるが、委員会で使用した資料には、誤って令和 3 年度分が添付されていたもの。

契約書原本には、令和 4 年度分が添付されていることを確認済み（別添コピーのとおり）。

No.33～No.36 障害者就業・生活支援センター事業

委員：年々金額が小さくなっているが、事業の規模が小さくなっているのか、予算が減少したのか。

事務局：人件費部分は本省より人数規模が減らされているためである。厚生労働省からの就業支援による配賦事業は、同じ厚生労働省の社会部局の補助金もかかわっているため、それが縮小された関係もある。

委員：落札価格が予定価格を 1 万円程度しか下回っていないのはどうしてか。

事務局：事業者申し入れをする際に上限額を示す。それに応じて事業者は事業計画を立てる。金額が完全に一致はしないが、予定価格に近い価格を提示してくるためである。

予算内でおさまらない場合、事業者は自腹を切ることもあり、その場合持ち出しになったところは業者負担となる。

以上